

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成26年11月27日（木）午後1時から開催された第28回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

伊東幸宏，大石晴久，大久保正道，小長谷洋，鈴木敏弘，水野朋，安岡元彦，安浪亮介，渡邊良子（五十音順，敬称略）

議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

2 自己紹介

3 委員長代理の指名

伊東委員長の指名により，安浪委員が委員長代理とされた。

4 裁判員裁判について

(1) 裁判員裁判についての説明

佐藤正信静岡地方裁判所判事から，裁判員裁判のこれまでの歩み及び今後の課題について説明を受けた。

(2) 意見交換（○：委員 △：説明者）

△ 裁判員の負担を考えて，審理の間，こまめに又は長めに休憩を取っているが，先日の裁判員裁判を傍聴していただいた委員はどのように感じられたか。

○ 審理が長いとは感じなかった。明快で分かりやすかったという印象を受けた。

○ 私は先日の裁判員裁判は傍聴をしてないが，通常，論告，弁論の間にこまめに休憩を取るということはなく，証人尋問や被告人質問の際に，かなりこまめに休憩を取っているのので，証人尋問や被告人質問をしたときに休憩が長いと感じたかどうかを教えていただきたい。

○ 傍聴をしたのは検察官の論告のみだったため，途中休憩はなかった。内容は分かりやすかったと思う。

○ 休憩の間，裁判官と裁判員の間に会話はあるのか。

△ ある。特に，裁判員は補充尋問をすることができる場所，質問の仕方等を気にする方もいるため，審理の中で出た疑問を休憩時間に率直にぶつけてもらい，質問を整える。そのため，補充尋問の前の休憩は四，五十分と，長めに取るようにしている。裁判員経験者の意見によると，自分で聴きたいことが聴けたということが一つの充実感につながるということなので，証人等への質問の機会を大事にする運用をしていきたいと考えている。

○ 先日の裁判員裁判では，被告人の知的障害が量刑を決める大きな要素となったため，精神科の医師に，公判前の手続の間に被告人を診察していただき，その医師に証人になっていただいたところ，検察官も，弁護人も，被告人の親も，被告人の特性がよく分かり，これからどうしていけばよいかということをもみんなが分

かった、よい裁判だった、という話を事件を担当した弁護士から聞いた。どのような刑を科すかを決めるに当たり、検察官の協力のもとで、全員が同じ情報を持てたことがよかったのではないかと考える。

- 当該裁判員裁判を傍聴したが、被告人の知的障害に親や周囲の人も気付かず、支障なく日常生活を送っていたということであった。そのような場合でも診察を受けられるものなのか。裁判になると知的障害や精神障害が主張されるが、結局は刑を軽くするためだけのものではないかという印象を受けた。
- △ 本件では、医師に鑑定ではなく、証言をしていただいた。心神喪失や心神耗弱とまではいなくても、障害がある場合もあり、このような情状を分かりやすく立証することは難しく、当事者も苦勞しているところである。
- 遺体写真のような刺激証拠について、最近の傾向として、裁判員にはあまり見せない方がいいのではないかとされているが、検察官としては、裁判員に過度の負担を掛けるのは申し訳ないと思う一方で、事件の生々しさや残忍さを分かっていた上で判断を下してほしいので、裁判員の方に見ていただきたいという気持ちもある。この点について御意見を伺いたい。
- 裁判員への影響を考えると非常に難しい問題だが、本質は罪をいかに問うかということだと思うので、出すべき証拠は出さなくてはいけないのではないかと。
- 私たちにとっては、交通事故現場で血を見るだけでも刺激が強い。残虐性を見せることありきではなく、残虐性を他の手段で立証することを検討していただき、どうしても無理な場合だけ、そのような証拠を出す、というように考えていただけると有り難い。
- 手を挙げた人から裁判員を選ぶわけではないので、いろいろな人がいるということを考えるべきである。
- △ 今回傍聴していただいた裁判員裁判においても、選任手続の中で遺体写真を調べることに不安があるかを質問したところ、相当数の人が不安があると回答した。しかし、不安を感じるだけで不選任にするわけにはいかないため、写真を白黒にしたりする等工夫をするが、それでもなお差し支えがあるかを確認して選任した。実際に裁判員に選ばれた人の中でも不安を訴えていた方がいたため、様子を見ながら審理を進めたが、最後のアンケートでは、裁判員から「不安な気持ちをもう少し受け止めてほしかった。」という意見があった。私から見て、それほど刺激は強くないと感じていたが、私たちと一般の方の受け止め方の違いを改めて実感した。今後はさらに配慮の仕方を考えていかなくてはいけないと思っている。
- 先ほど、裁判員制度施行後、強姦や傷害致死といった類型では、量刑分布が重い方にシフトしているという説明があった。これは世論が反映された結果なのだろうと推測するが、世論を反映するというのが裁判員裁判の大きな一つの目的であるから、このような動きがあるということは、制度を導入した意義があったのだと思う。一方で、これまでの量刑を基準として刑を決めるという考え方もあるところ、どの程度過去の量刑を動かすことが許容されるのか。
- △ 先ほど示した量刑分布のグラフについては、裁判官による裁判と裁判員裁判を

比較したものだが、もともと裁判員制度の目的として国民の量刑感覚を反映させるということが一つあったことを考えると、グラフの変化自体は予想された範囲内の変化にとどまっていると思われる。裁判員制度施行後5年が経過し、裁判員裁判での量刑傾向というものができてきているところ、その傾向が今後どのように目安になっていくか、という点があろう。

また、一定の量刑傾向の中で、世論を反映させた量刑がされること自体は否定されないが、傾向を逸脱するような判断については、相応な合理的説明が必要であり、それがなければ、結果の公平性という観点から結論が維持できないのではないかと考える。

- 先の最高裁の判決については、さまざまな読み方や意見があり得ると思うが、この判決は裁判官裁判時代の量刑傾向の枠の中に収まらなくてはいけないと言っているわけではなく、市民感覚が反映された結果、その枠から逸脱することもあるだろうが、あるのであれば、その事件はどのような事件なのか、どの点を重視してそのような判断となったのか、というプロセスが丁寧に書かれていないと、被告人の納得を得られないだろうという下級裁の裁判官へのメッセージなのではないかと考えている。
- 選任手続期日への出頭率の低下について、今後の方策として、裁判官による出前講義などの広報活動が紹介されたが、出頭率低下の理由は把握されているか。理由によっては、広報活動以外のこともしていかなないと改善しないのではないか。
- △ 不出頭の理由については詳細な統計があるわけではないので、御指摘はごもっともである。制度開始当初に関心が高まった後、徐々に関心が弱まっているという部分が出頭率の低下に反映しているのではないかと推測するが、なかなか下げ止まらない状況がある。裁判員を経験してみた結果、裁判員制度について前向きに受け止められるようになったという方も相当数いらっしゃるため、そのような前向きに受け止められている感覚を広報活動に生かしていけないかと考えている。
- 出頭は国民の義務であるはずなのに、辞退事由もなく、出頭せずに許されるのは納得できないところがある。
- △ 国民には出頭の義務があり、法律上は過料の制裁もあるが、これまでに過料の制裁が科された例は聴いていない。過料を科すことが制度の定着についてプラスになるのかという問題もあるので、状況を見ながら、現時点では、広報活動により制度理解を進めていきたいと考えている。
- 先ほどの話では、3,000人に1人の割合で裁判員に選ばれるということだったので、私の大学には教員及び職員が1,000人程いるところ、3年間でそのうち1人くらいが選ばれるという計算になるが、思うに、裁判員になるに当たって、仕事の差し障りというのが一番大きいのではないか。それを除去するという意味では、個人に対して広報活動をするというよりは、職場の環境を変えていく必要があると思う。大学でも就業規則では裁判員に選ばれた場合には出勤しなくてよいことになっているが、規則がそうなっているということと、環境が整っているというのは異なるので、そういった取組が重要である。

- 今回傍聴した裁判員裁判について、判決を聴くことはできなかったが、ある新聞によると、判決の中で「被害者は考えるきっかけを命懸けで与えてくれたのだからちゃんと生きて行ってほしい。」とか「何でも話し合える家族関係を築いて行ってほしい。」といった裁判員の言葉が添えられていたということだった。こういったことは、裁判員裁判の一つの成果だと思う。
- 検察官と比べて、弁護人の弁護活動が分かりづらいということが言われているが、原因としては、検察官は刑事裁判のプロであり、裁判員裁判を何度も経験する一方で、大体の弁護人は裁判員裁判を初めて経験する中で、従来どおりの弁護活動をしてしまう、ということが考えられる。しかし、それではいけないということで、弁護士会では1年に3回くらいは研修を行っており、このほか、日本弁護士連合会が年に2回程開催している全国の研修にも、二、三人の弁護士が参加するようにしている。

国選弁護人名簿と研修の結び付きという面で話をすると、裁判員裁判の場合には、できるだけ複数の弁護士が弁護人になるよう裁判所にもお願いしているところであり、どうしても一人で弁護したいという弁護士についても、複数で受任するよう説得している。その上で、来年度からは、複数受任者のうち1人は実演型研修に参加した者でなければならないとする動きがある。

また、裁判後の裁判員のアンケートの内容は、これまでも裁判所から弁護士会に提供されていたものの、あまり弁護士は見えていなかったのが現実である。そこで、自分の弁護活動が裁判員にどのように評価されたかを自覚するためにも、もっとしっかりと読むよう指導をするようになった。

このように、弁護士の裁判員裁判に対する取組も変化している。このような取組の中で、弁護人の弁護活動が分かりにくいという点が少しでも改善されればと思っている。

ただ、悪いことをした被告人を処罰しなければいけないという感覚で裁判員が裁判に臨んでいると、裁判所から行為責任の説明をしていただいても、裁判員としては、被告人の良い情状を見ることが難しくなり、弁護人の説明が分かりにくいと感じる一般的傾向もあるのではないかと考える。

5 次回テーマ

次回テーマは、「裁判所の広報」について取り上げることとされた。

6 次回期日

追って調整